WIPO
主要サービス
ガイド

WIPO

©WIPO, 2025 / CC BY
表示 4.0 国際 (CC BY 4.0)

CC ライセンスはこの出版物の
非 WIPO コンテンツには適用されません。

表紙 : Getty Images / © BlackJack3D / © alengo

WIPO Publication No.1020JA/2025

DOI: 10.34667/tind.40569

WIPO
主要サービス
ガイド

WIPO
WORLD
INTELLECTUAL PROPERTY
ORGANIZATION

WIPO は知的財産サービス、
政策、情報及び協力のための
グローバル・フォーラムです。

WIPO のサービスは、
知的財産のライフサイクル
全体にわたって、
以下のための効率的かつ
費用効果の高い
ソリューションを提供し、
皆様を支援します。

- 発明、商標、意匠及び
  地理的表示の国際的な保護
- 知財紛争及び
  ドメイン名紛争の解決
- 知的財産のグローバル・
  データへのアクセス

はじめに

グローバル化と最近の技術進歩により、最も小規模な企業でも、輸出市場へのアクセスがかつてなかったほど可能になり、「スマート」な組織にとっては無限の機会が広がっています。しかし、国際市場で活動することは世界の舞台で競争することを意味します。

このような環境において、知的財産は以前にもまして重要な位置を占めます。世界知的所有権機関 (WIPO) は、広範囲にわたるグローバルな知的財産 (IP) サービスを通じて、多国籍企業から中小企業に至るまで世界中の組織の支援を行っています。多国籍企業であろうと個人であろうと、WIPO のサービスは、効率的かつ費用対効果の高いソリューションを提供し、知的財産のライフサイクル全体にわたって皆様の知財ニーズを満たします。

このようなサービスには次のものがあります。

- WIPO グローバル・データベース : 誰でも、どこでも知財システム内の豊富な情報に簡単にアクセスすることを可能にし、他のすべての知財活動を支援します。
- WIPO グローバル・サービス : 費用対効果が高く効率的な方法で、特許、商標、意匠及び地理的表示などの知財を国境を越えて保護し、イノベーションに対する企業の投資を保護します。
- WIPO 仲裁調停センター : 知財・技術紛争に合う中立的、国際的及び非営利の紛争解決サービスを時間とコストの面で効率的に提供します。

このパンフレットは、WIPO の主要サービスの概要についてご紹介するものです。さらに詳しい情報及び連絡先の詳細は、https://www.wipo.int をご覧ください。

特許協力条約 (PCT)
– 特許の国際出願制度

特許とは？

特許は、ある問題に対し新規性かつ進歩性のある技術的解決策を提供する発明を保護するための法的権利です。特許権者は、その特許が付与されている国や地域において、保護された発明を、例えば製造、使用、輸入、販売などによって、他者が商業的に悪用するのを防ぐ権利を有します。

特許保護は、競争相手が特許権者の独創的な製品やサービスを単純に模倣することを防止するため、その製品やサービスを市場において差別化するのに役立ちます。次に、これにより、売上高の増加、利益率の上昇がもたらされ、投資コストの回収が可能になります。

特許保護は、例えば新しい栓抜きのような製品、あるいは、ある化合物を作るための新たな製法のような方法に対して得ることができます。毎日の台所用品からナノテクノロジーを利用したチップまで、どのような分野の技術特許においても、発明を保護するために特許が利用されています。実際、ほとんどの特許は、画期的な科学的な大発見ではなく、例えば、ある製品がより効率的な又は費用対効果の高い方法で機能することを可能にする改善などの、既存の技術の改善に対して与えられています。さらに、スマートフォンのような製品は、数多くの発明を含むことがあり、それぞれの発明が個別の特許によって保護されています。

PCT 制度の手続

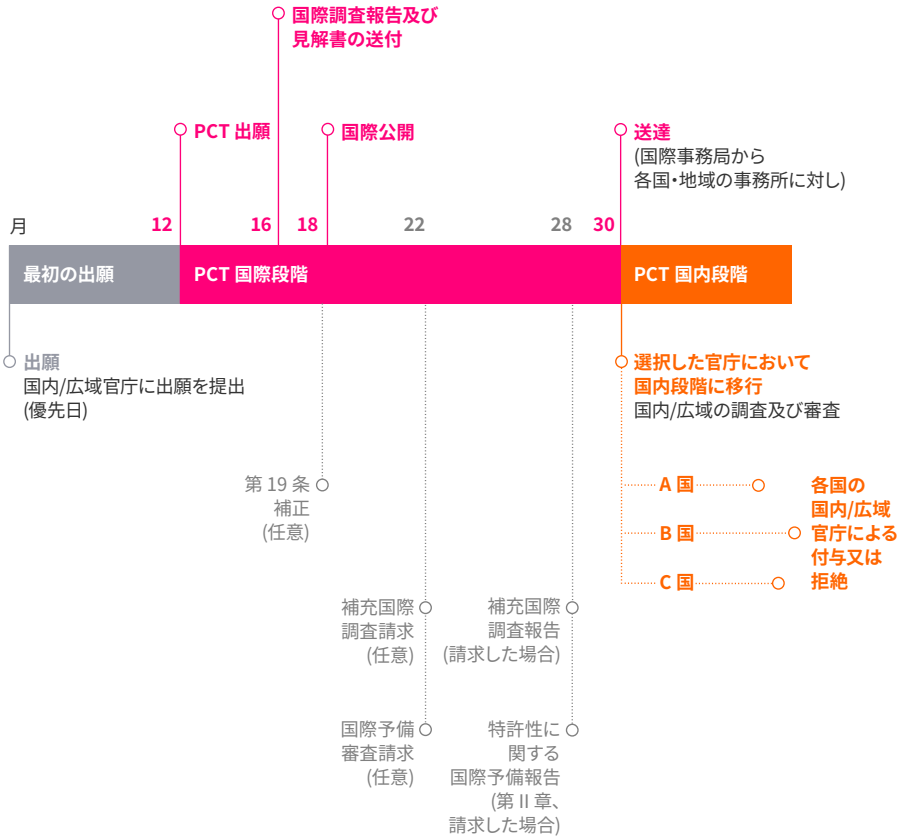

PCT 制度の利点

- 単一の PCT 出願により、すべての PCT 締約国で法的効力を持つ
- 方式要件が共通している
- 特許性に関する情報を得ることができ、戦略的な意思決定に有用
- 国内段階移行のための主要な費用を 18 カ月先送りできる

PCT 制度の概要

PCT 制度は、特許保護を複数の国で求めるためのプロセスであり、費用対効果に優れ、出願人にとって数多くの利点があります。それぞれの国で個別の出願書を直接提出するのではなく、単一の PCT 出願を行うだけで、150 カ国以上で特許による保護を求めることができます。ただし、PCT 制度自身が特許を付与するわけではありません。国際特許というものは存在せず、特許の付与は各国・地域の官庁の判断に委ねられていることに留意する必要があります。

PCT 制度のプロセスは 2 つの段階に分かれます。「国際段階」では、出願人は国若しくは広域の特許庁又は WIPO の国際事務局に出願書を提出します。出願書類は特定の方式要件を遵守しているか否かが点検され、出願人の発明が潜在的な特許性を持つか否かについて最初の評価を行うために国際調査が行われます。出願人が取下げを決定しない限り、出願は国際調査報告とともに公開されます。この段階で、出願人は任意で追加の国際調査及び／又は国際予備審査を請求し、発明の潜在的な特許性に関するより詳細な情報を得ることができます。

出願人は、希望する場合、自身が特許保護を求める国又は広域の各特許庁に、(必要な場合には) 出願書類の翻訳文を送り、必要な費用を支払うことにより、出願を「国内段階」に進めることができます。国又は広域の各特許庁は、国際段階で発見された関連文書を考慮し、その国の法律に従って、特許を付与するか否かを決定します。

PCT 制度自身が特許を付与するわけではなく、特許の付与はそれぞれの国内官庁や広域官庁が行います。しかし、PCT 制度は、時間、出願人の発明の潜在的な特許性についての情報、及び管理の容易さに関して大きな利点を提供します。この管理の容易さは、特許を希望するそれぞれの国又は地域で個別の特許出願を直接提出することによっては得られません。

PCT 制度の利用者

PCT 制度は、世界の主要な企業、研究機関、大学だけでなく、個人や中小企業によっても利用されています。

PCT 出願の主な利点

1. 選択の幅を広げる：PCT 制度を利用すれば、最終的にどの国や地域で特許保護を求めるかという決定を先送りすることが可能になります。この猶予期間は、各国に直接出願する従来の特許制度に比べ、通常では 18 カ月長くなります。このように時間的余裕ができるため、発明の商業的価値をより深く検討できるだけでなく、PCT の国際段階で情報が得られることによって、発明に対してどの程度の特許保護が付与される見込みがあるか、より明確に認識できるはずです。こうすることで、特許保護が必要な国をより適切に判断できるようになり、重要な国に気づかずにビジネスチャンスを逃してしまうリスクを低減できます。

2. 費用負担の先送り：出願人は、PCT 出願書類を提出する際に一定の手数料を支払う必要がありますが、国内段階で保護を請求するために必要とされる、より高額の費用の支払いを、国際段階の完了後まで延期することができます。このような費用には、特許出願書類を様々な言語に翻訳するための費用、移行先の各国で代理人となる現地弁理士を確保するための費用、出願先の各特許庁に支払う手数料等があります。このような費用の支払いを 18 カ月先送りできることは、企業や個人にとって大きなメリットになるでしょう。というのは、国際段階で発明の特許性に関して得られる情報を評価することによって、各国・地域で保護を求めるために費用を支払うに値するか否かの判断が容易になるからです。

3. 貴重な情報の入手 : PCT 出願を行うと、先行発明及び技術文書の国際調査が自動的に開始され、その調査結果に基づく見解書が発行されます。これは、発明の特許性に関する貴重な情報です。出願人は、この情報が得られることにより、特許取得を追求すべきかどうかについて、的確な情報に基づいた判断を下せるようになります。例えば、調査報告書と見解書において、特許保護の取得を困難又は不可能にする公開文書の存在が明らかになれば、特許取得を中止し、国内段階での費用負担をすべて回避することができます。また、任意の国際予備審査手続を通じて PCT 出願書類を補正する機会も得られます。

4. あらゆる方式要件を満たす : PCT 制度では、PCT 出願に必要な単一の方式要件が規定されており、各国が国内法により独自に PCT 出願の方式要件を適用することは、PCT 条約において禁じられています。換言すれば、PCT 制度の方式要件を遵守することによって、出願を行う際に、特許保護を求めるそれぞれの国 (又は地域) ごとに通常は必要となる、個別の方式要件を満たす必要はなくなります。

PCT 制度の重要な要素

出願

誰が PCT 出願を提出できるのか

出願人又は共同出願人の 1 人が PCT 制度加盟国 (PCT 締約国) の居住者又は国民であれば、PCT 出願を提出することができます。

どこで PCT 出願ができるのか

出願人が国民又は居住者である国 (その国が PCT 締約国である限り) の特許庁、(適用可能で許可されている場合は) 広域特許庁、又は直接 WIPO に提出できます。

出願人の大部分は、ePCT を利用して国際出願を行い、その後のプロセスをすべて電子的に管理することを選んでいます。ePCT は、ブラウザベースの安全なシステムであり、出願人、知財庁、第三者のための幅広い機能も備えています。さらに詳しい情報は、https://pct.wipo.int/ePCT/ をご覧ください。

PCT 出願の効力は？

国際出願日の要件を満たす PCT 出願では、出願で指定されたすべての PCT 締約国において国内特許出願と同じ効力が生じます。

PCT 出願は先に提出された出願に対して優先権を主張することができるのか

優先権の原則では、複数の国で同時に出願書類を提出する必要がないため、非常に便利です。工業所有権の保護に関するパリ条約締約国のいずれかで出願書類を提出すれば、出願人には 12 カ月間その出願の優先権を主張する権利が認められ、最初の出願を提出した日が「優先日」とみなされます。その 12 カ月の間、最初の出願の出願日が、パリ条約のすべての加盟国でその日以降に提出された他の出願よりも優先権を有するとみなされます。PCT 制度では、最初から PCT 出願を行うか、あるいは、最長 12 カ月前までに行われた適切な基礎出願の優先権を主張することができます。その場合、その PCT 出願は、優先日に出願したものとして扱われます。

国際調査と見解書

国際調査とは何か

国際調査は、関連する「技術水準」についての質の高い調査であり、それに対して出願人の発明の特許性が評価されます (「技術水準」又は「先行技術」は、ある特定の日に一般に利用可能であったすべての情報を指します)。

見解書とは何か

見解書は、国際調査で確認された先行技術文書を考慮に入れて行った、出願人の発明の特許性についての詳細分析です。

出願人はこれらの文書をいつ受け取るのか

国際調査報告と見解書は通常、出願の優先日から 16 カ月以内に出願人に送付されます。

国際公開

国際公開とは何か

出願人の出願は、国際調査報告とともに、出願の優先日から 18 カ月が経過した後ただちに公開されます。公開によって、出願人の発明は公に知られることになります。

国際公開を避けることはできるのか

出願人は、公開前に出願を取り下げる場合、PCT 出願の公開を避けることができます。公開を避けるための出願の取下げには厳格な期限が適用されます。

国際予備審査

国際予備審査とは何か

国際予備審査は任意の手続であり、この手続により、出願人は国際調査報告の受領後に PCT 出願を補正し、当該報告に引用されている先行技術と出願人の発明との違いを主張することが可能になります。手続終了時には特許性に関する国際予備報告が発行され、これには補正後の出願の特許性についての見解 (特許性に関する 2 回目の分析) が記載されます。

いつ国際予備審査を開始するのか

国際調査報告が出願人に送付された日から 3 カ月又は優先日から 22 カ月のうち、いずれか遅い方までに請求しなければなりません。

いつ特許性に関する国際報告を受け取るのか

PCT 規則に従って、通常、優先日から 28 カ月以内に受け取ることになっています。

国内段階

いつ国内段階は始まるのか

締約国の多くで、出願人は、優先日から 30 カ月以内に国内段階に入る要件を満たさなければなりませんが、それ以上の時間 (31 カ月以上) を与えている国もあります。

満たすべき要件は？

これらの要件には、各国の特許庁の手数料を支払うこと、現地弁理士を選任すること、及び必要に応じて出願書類の翻訳文を提出することが含まれます。

国内段階ではどのようなことがあるのか

出願人が選択したそれぞれの国や広域の特許庁は、適用される国内法が定める手続を開始します。その結果、その国又は地域で特許を付与するか拒絶するかの決定がなされることになります。それらの特許庁は、国際調査報告、国際調査機関の見解書、及び可能な場合には国際予備審査報告など、国際段階の PCT の成果物に支援されて決定を行います。さらに、PCT の方式要件は一様に受け入れられているため、それらの特許庁は方式審査に時間を費やす必要がありません。

追加情報

出願手続に必要な各種手数料など、PCT に関するさらに詳しい情報は、以下から入手できます。
https://www.wipo.int/ja/web/pct-system/

詳細な PCT ユーザーガイダンスについては、「PCT 出願人の手引」をご参照ください :
https://www.wipo.int/ja/web/pct-system/guide

国際事務局では、締約国、弁理士、ユーザー向けに、世界各地で、また要望に応じて、PCT に関するウェビナーやセミナーを定期的に開催しています。WIPO ウェブサイト (https://www.wipo.int/ja/web/pct-system/) の研修セクションに掲載されている PCT に関するイベントカレンダーをご確認ください。

WIPO では、特許協力条約を利用して複数の国で特許保護を求める際には、資格を有する専門の代理人に依頼することを強く推奨しています。

マドリッド制度 –
商標の国際登録制度

商標とは？

商標は、ある企業の製品やサービスを他の企業の製品やサービスと区別する単語やロゴなどの標識です。ある特定の国で登録された商標の保有者は、その商標が登録されているものと同一又は類似の商品又はサービスに関して第三者がその国で同一又は類似の商標を商業的に使用することを止めさせる権利を有します。

商標は、消費者の商品購入決定において主要な要因であることがよくあります。消費者の視点から見ると、商標は、様々な製品やサービスの製造販売元や品質について情報を与えてくるため有用です。商標権者の視点から見ると、商標は、他の企業が自社の営業上の信用や評判を不公正に悪用するのを防止するための主要な手段を企業に提供します。

通常、商標は、単語、ロゴ、名前、数字又は記号で構成されています。「非伝統的」商標は、該当する区域内で商標保護を受けるための法的要件を満たしている限り、(図形的な形のない) 単なる色、立体商標又は特定の音から構成されていることさえあります。

マドリッド制度の概要

マドリッド制度は、複数国において商標保護を取得し維持するための、費用対効果の高い方法です。

マドリッド制度の手続

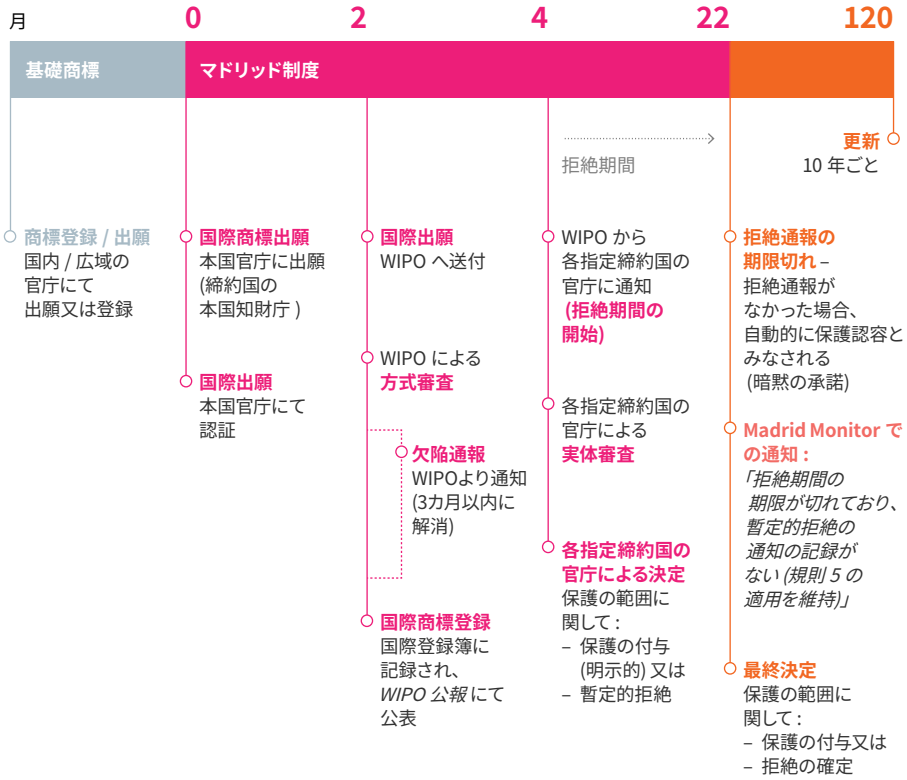

マドリッド制度の利点

- **1 つの言語による 1 つの出願手続を行うだけで、最大 130 カ国で保護を獲得**
- **単一の通貨 (スイスフラン) で手数料一式の支払いが可能**
- **一元管理されたシステムを通じて更新や変更の管理が可能**
- **事後指定を通じて、他国にも商標登録を拡大することが可能**

1 回の出願で、マドリッド制度の加盟国のすべて又は一部 (現時点で最大 130 カ国) において商標の保護を求めることができます。この国際手続は、希望するそれぞれの国 (法域) で個々の国内官庁や地域官庁に直接出願するよりも、費用対効果と時間効率に優れています。

国際商標登録の管理もより簡単に行うことができます。一度請求を行うだけで、出願人の名前や住所の変更、所有権の変更等を記録することができ、これは国際商標登録対象国のすべてで有効です。国際商標登録の有効期限は 10 年間です。10 年が経過するごとに、直接 WIPO で国際商標登録を更新することができ、この更新は関係するすべての締約国で効力を持ちます。また、「事後指定」によって、国際商標登録による保護の対象区域を追加することができます。

マドリッド制度は、1892 年以来 130 年以上にわたり、世界中で 180 万件を超える商標を保護し、輸出市場への企業のアクセスを容易にしてきました。

マドリッド制度の利用者

マドリッド制度の利用者には、世界の主要な企業だけでなく、中小企業が含まれています。実際、利用者の約 80% が小規模な知財権保有者であり、ポートフォリオにある登録商標も 1 つか 2 つにすぎません。

マドリッド制度の主な利点

1. ブランドを保護したい国を選択 : マドリッド制度では、欧州連合 (EU) 加盟国とアフリカ知的財産機関 (OAPI) を含む最大 130 カ国で同時に商標の保護を求めることができます。これは世界貿易の 80%以上の経済圏を網羅し

ています。マドリッド制度は、ほとんどの先進国と多くの発展途上国及び経済移行国をカバーしており、現在も拡大を続けています。

№ 1 23 janvier 1893

RUSS-SUCHARD & Cie, fabricants

NEUCHATEL (Suisse)

Chocolats et cacaos

La marque ci-dessus a été enregistrée en **Suisse**
le **1er novembre 1880** sous le **No 86**

Suchard (スシャール) は、世界初の国際商標で、標章の国際登録に関するマドリッド協定に基づいて 1893 年に登録されました。

2. 商標保護の出願に要する時間と費用の節約：マドリッド制度を利用すれば、多数の国において個別に商標保護を出願するよりも簡単で、費用も抑えられます。単一の言語 (英語、フランス語、スペイン語) により、単一の通貨 (スイスフラン) で手数料を支払って一度出願するだけで、複数の国で商標保護を取得できます。

3. 商標の管理に要する時間と費用の節減：マドリッド制度により、国際商標ポートフォリオの管理も安価で容易になります。国際商標登録の更新や変更を行う場合は、1 回手続するだけで、一元管理されたシステムを通じて、すべての対象国の内容を WIPO に直接記録できるためです。

4. 必要に応じて商標保護を拡大：マドリッド制度では、国際商標登録を他の国に事後的に拡張することが可能です。そのため、ビジネス戦略の進化に合わせて、新たなターゲット市場でブランドを保護し、事業の拡大を図ることができます。

マドリッド制度の主な要素

出願

誰が国際商標登録を申請できるのか

- マドリッド締約国の国民であるか、締約国に住所又は営業所を有し、かつ

- マドリッド締約国の国内又は広域の知的財産庁に、既に同じ商標を出願又は登録している場合。これは「基礎商標」と呼ばれます。

どこで国際商標出願ができるのか

国際商標出願は、商標が登録されている国又は地域の知的財産庁 (以下、「本国官庁」) を通じて提出します。当該出願は、本国官庁から WIPO 宛に送付されます。

方式審査

方式審査とは何か

WIPO は、当該国際商標出願がマドリッド制度の方式要件を満たしているかどうかを確認します。要件を満たしている場合、商標は国際登録簿に登録され、「国際標章に関する WIPO 公報 (WIPO Gazette)」で公表されます。その後、WIPO は出願人宛に国際登録証を送付し、商標の保護を求める各国 (出願時に指定した国) の知的財産庁に通知します。

それで商標は選択した各国で保護されることになるのか

これで終わりではありません。WIPO の国際登録証は、国際商標登録が方式審査を通過したことを意味するものです。保護認容の範囲は、出願人が指定した各締約国の知財庁が行う実体審査で決定されます。

実体審査

実体審査とは何か

出願人が指定した各締約国の知財庁は、商標に識別性があり先行する商標権に抵触していないことなどを確認し、自国の国内法に従って商標に保護を付与できるか否かを決定します。国際商標登録が実体審査を通過すれば知財庁は保護を付与し、通過しなかった場合には保護を拒絶します。

実体審査の審査期間は決まっているのか

拒絶すべき理由が発見された場合、知財庁は、WIPO から国際商標登録指定の通報を受けた日から 12 カ月又は 18 カ月以内に、暫定的拒絶を通報しなければなりません。既定の期限は 12 カ月とされていますが、マドリッド制度の締約国は、これを 18 カ月に延長することを宣言できます。12 カ月又は 18 カ月の期限内に何の通報もなされない場合、出願人の国際商標登録はその地域で保護されているものとみなされます。

国際商標登録の保護を知財庁から拒絶された場合に、出願人ができることは？

保護の全部又は一部についていずれかの知財庁から拒絶された場合であっても、他の締約国における保護が影響を受けることはありません。拒絶された場合、出願人は当該国の国内法及び手続に従って、当該知財庁に反論することができます。

追加情報

対象国や適用される手数料など、マドリッド制度の詳細については、https://www.wipo.int/ja/web/madrid-system をご覧ください。

詳細なユーザーガイドについては、「Guide to the Madrid System」を参照してください。

ハーグ制度
– 意匠の国際登録制度

意匠とは何か

意匠は、物品の外観や装飾的な側面を構成するものです。形状や形態のような 3 次元的特徴又は模様、線若しくは色などの 2 次元的特徴によって構成されます。

意匠権者には、保護された意匠の複製又は実質的な複製である意匠を持つ又は具現化した物品を第三者が製造、販売、輸入又は商業目的に利用することを阻止する権利があります。

物品の形状は消費者に購入を決断させる主要な要因になりえますので、その保護は、売上げの増加や利益率の拡大、投資の回収など、その商品の成功のために非常に重要です。商品を市場において差別化することによって、企業のブランドを強化することが可能になります。このように、意匠に対する排他的な権利によって、競合相手が模倣することを禁止することができます。

登録を受ける意匠は、新しい意匠でなくてはならず、容易に創作できない意匠でなければなりません。新規性と創作非容易性の判断は、適用される法律によります。一般に、これまで一般に公表されたことがない意匠は、新規性を有するとみなされます。既知の意匠や既知の意匠の特徴を組み合わせたものと著しく異なる意匠は、創作非容易性を有するとみなされます。

ハーグ制度の手続

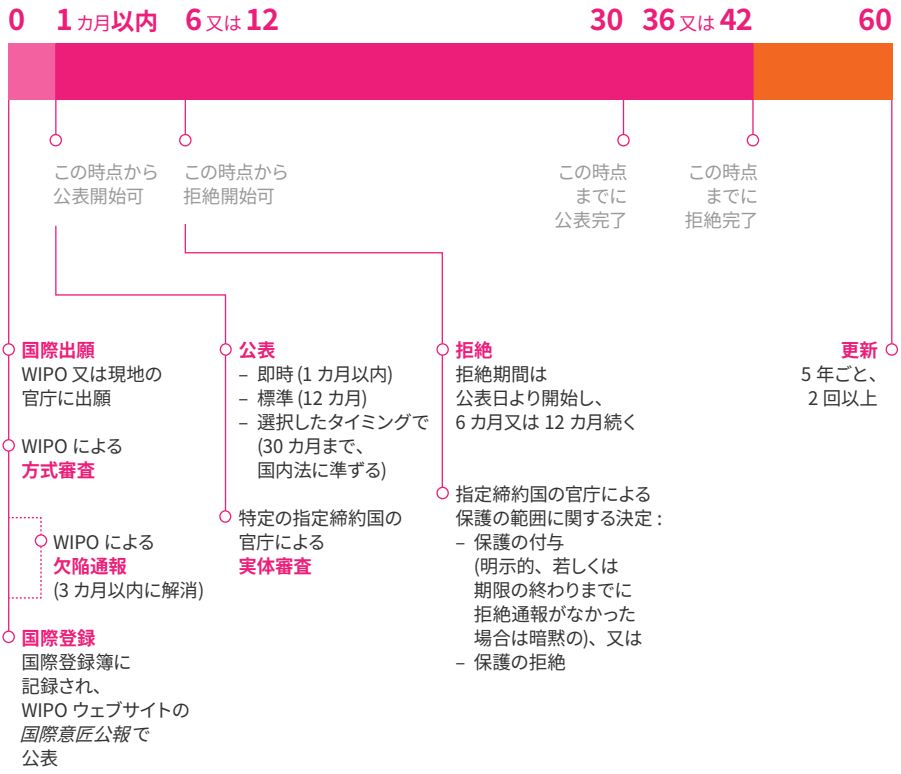

ハーグ制度の利点

- **同じ分類区分に属する物品について、90 カ国以上で、最大 100 件まで単一の言語で同時に国際出願することが可能**
- **単一の通貨 (スイスフラン) で手数料一式の支払いが可能**
- **事業戦略のタイミングに合わせて登録公開が可能**
- **WIPO を通じて直接、登録の更新や変更の管理が可能**

意匠登録は、家具、照明器具、宝飾品、繊維、玩具、電子機器、グラフィカル・ユーザ・インターフェース (GUI) など、幅広い種類の商品や工芸品の外観を保護するものです。

ハーグ制度の概要

WIPO のハーグ制度は、WIPO に対する単一の国際出願により、複数の区域で同時に意匠権を確保・管理できるユニークな国際的仕組みです。1 回の国際登録で、意匠権者は、国内登録や広域登録をまとめて行うことができます。変更、更新、延長など、その後の国際登録の管理は、WIPO を通じた 1 回の手続となります。

国際出願は、ハーグ協定で定められた要件と手続に基づいて行われます。その結果生じる国際登録によって提供される意匠の保護は、各指定締約国の法的枠組みによって規定されます。

写真提供 : スウォッチ

スウォッチはハーグ制度最大の利用者の 1 つです。

ハーグ制度の主な利点

1. 効率的 : 100 カ国近い国々で同時に、単一の言語かつ一式の手数料で、電子的に出願することができます。

2. 経済的 : 単一出願の枠組みにより、コストや時間を大幅に節約できます。

3. 一元管理 : 国際登録のあらゆる側面について WIPO の支援で直接簡単に管理することができます。

ハーグ制度の重要な要素

出願

誰がハーグ制度を利用できるのか

ハーグ制度に基づく国際出願は、

- ハーグ制度の締約国 (欧州連合 (EU) やアフリカ知的財産機関 (OAPI) の構成国を含む) の国民であるか、
- 締約国に住所または常居所を有するか、又は
- 締約国に現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所を有する

場合に行うことができます。

保護を確保できる国・地域

ハーグ制度の締約国 (EU や OAPI の構成国を含む) において保護を取得することが可能です。

ハーグ制度の出願方法

最もシンプルで効率的な出願方法は、eHague を利用した電子出願です。様式も用意されています。出願は、ハーグ制度の公式言語である英語、フランス語、又はスペイン語で行う必要があります。

ハーグ制度を利用するために事前に国内出願又は広域出願を行う必要はありません。

出願書類に記載すべき項目

1 つの国際出願には、最大 100 までの異なる意匠を含むことができます。すべての意匠が、意匠登録のための国際分類である「ロカルノ分類」の同一クラスに属する必要があります。国際出願には、各意匠の複製物を 1 つ以上記載し、保護指定国又は地域を明記することが必要です。

方式審査及び公表

方式審査とは何か

WIPO は、国際出願が、すべての方式要件 (出願人／代理人の必要情報、複製物の品質、手数料の支払いなど) に合致しているか否かを審査します。WIPO では、意匠の新規性の判断や実体審査は行いません。3 カ月以内に補正しなければならない欠陥があった場合、通報します。

出願についてすべての方式要件が満たされた場合、WIPO から国際登録証が発行され、意匠権者は国際意匠登録の所有者となります。

国際登録について WIPO から公表されるタイミング

すべての国際登録は、WIPO が発行する「国際意匠公報 (International Designs Bulletin)」により、オンラインで公開されます。国際登録の公表は、標準的な場合、国際登録日 (通常は出願日、すなわち WIPO が出願を受理した日) から 12 カ月経過後に行われます。あるいは、指定締約国の国内法に応じて、即時公表又は出願日 (若しくは最も早く到来する優先日) から 30 カ月以内の任意のタイミングで公表するよう申請することもできます。

実体審査

実体審査とは何か

WIPO が国際意匠公報において国際登録を公表すると、各指定締約国又は地域の知財庁は、意匠の新規性や自国の制度に適用されるその他の実体的要件に係る判断などの実体審査を行うことができます。

各締約国又は地域は、国内法上の実体的要件が満たされない場合、自領域内における国際登録の効力を拒絶する権利を有します。

知的財産庁から拒絶された場合は？

知財庁は、拒絶する場合、国際意匠公報で公表された日から 6 カ月 (場合によっては 12 カ月) 以内に WIPO に通報しなければなりません。WIPO は、登録名義人である出願人に拒絶通報を送付し、是正措置を講じることができるようにします。拒絶に対する異議申立ては、関係する知財庁の所定の手続に従い、国内レベルでのみ行うことができます。WIPO は、このような一連の経過には関与しません。

1 つの締約国で拒絶されても、自領域内に限定され、他の指定区域における国際登録には影響しません。

国際意匠登録の有効期間

ハーグ制度による保護期間は当初 5 年間です。国際登録は 2 回更新することができ、少なくとも 15 年間の保護が保証されます。各締約国又は地域の国内法によって、それよりも長い保護期間が許される場合、国際登録にも適用されます。

保護を更新するには？

保護の更新手続は、オンラインで簡単に行えます。更新は、国際登録に含まれる意匠の全部又は一部について、希望する数の指定国又は地域に対して行うことができます。

ハーグ制度の関連情報

国際意匠出願及び登録のライフサイクル全体に関する追加情報、ツール、リソースは、ハーグ制度のウェブサイト
https://www.wipo.int/en/web/hague-system/index で入手できます。

リスボン制度 - 原産地名称及び地理的表示に関する国際制度

原産地名称及び地理的表示とは？

原産地名称及び地理的表示とは、特定の地理的原産地を有し、その原産地に由来する品質、特性、評価などを有する商品を特定するために用いられる表示 (通常は地名) です。

商品に付されているこのような表示は、特定の原産地をベースとする高品質な商品の生産者が、国内外のマーケットで商品の販売を促進するために共同で活用するツールです。それと同時に、消費者に対して、商品の品質、真正性、トレーサビリティを保証する手段としての役割も果たしています。

リスボン制度の概要

原産地名称 (AO) 及び地理的表示 (GI) の国際登録に関するリスボン制度は、複数の国 (法域) で保護を受けるための合理的な手段となるものです。WIPO に対して一度登録手続を行い、単一の通貨で手数料一式を納付すれば、リスボン制度の対象となる他のリスボン協定の締約国 (欧州連合などの政府間組織も含む) において保護を取得することが可能です。

これにより、リスボン協定締約国における地理的表示又は原産地名称が付された商品の生産者は、他のリスボン協定締約国において、特定の地理的地域で生産されていない、あるいは原産地名称又は地理的表示の使用に関する商品の要件に適合しない商品に対して、

国際登録された原産地名称又は地理的表示を第三者が商業目的に利用することを阻止する権利を得ることになります。

リスボン制度の手続

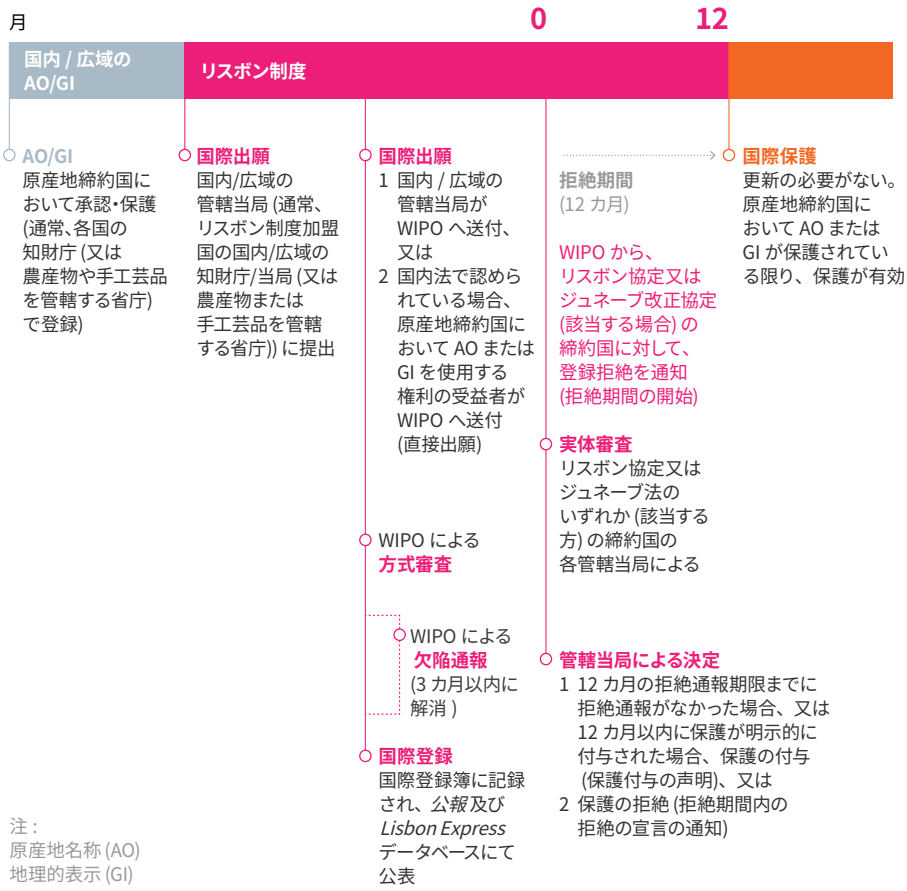

リスボン制度の利点

- **WIPO への一度の登録で保護取得可能**
- **1 つの言語による単一の出願で、すべての締約国又は地域での登録が可能**
- **単一の通貨で手数料一式の支払いが可能**
- **更新の必要がない**

このことは、世界市場において、地理的表示をより強力に保護することを望む生産者に有利であるばかりでなく、品質、真正性、トレーサビリティの面で商品の保証を求める消費者にもメリットをもたらします。

1958 年の原産地名称の保護及び国際登録に関するリスボン協定 (以下、「リスボン協定」) 並びにその最新の改正版である 2015 年の原産地名称及び地理的表示に関するリスボン協定のジュネーブ法 (以下、「ジュネーブ法」) を合わせて、「リスボン制度」としています。

リスボン制度のユーザーは？

リスボン制度は、リスボン協定締約国において原産地名称 (AO) 又は地理的表示 (GI) で保護されている商品の生産者、加工業者、流通業者に恩恵を与えるものです。これには、個人や中小企業を含むあらゆる法人が含まれ、リスボン制度に基づく商品表示の国際保護を求めることができます。

リスボン制度の主な利点

1. 登録申請に要する時間と費用の節減：WIPO に一度出願するだけで、多くの国で原産地名称又は地理的表示の承認と保護が可能になるので、利便性の向上と費用の節減を図ることができます。さらに、リスボン協定の新規加盟国に対しては、正式な (事後的な) 指定を行わなくても保護が適用されます。出願は 1 つの言語 (英語、フランス語、スペイン語) で提出し、手数料、期限、事務手続も統一されています。

2. 無期限の保護：リスボン制度に基づき登録された原産地名称又は地理的表示は、原産国において保護されている限り有効です。更新要件はなく、更新料もかかりません。

3. 柔軟な国際登録制度：リスボン制度加盟国は、リスボン制度に基づいて登録された原産地名称及び地理的表示を保護するために、あらゆる種類の法律 (独自法、商標法、行政規則、その他の法的手段など) を使用することができます。ただし、該当する法律がリスボン協定又はジュネーブ法 (該当する方) の要件を満たしている場合に限ります。

4. 商品の種類を問わない保護対象：適用される商品 (農産物、食料品、ワイン・蒸留酒、手工芸品など) の性質にかかわらず、原産地名称及び地理的表示について有効な保護を受けることができます。

リスボン制度の重要な要素

出願

誰が原産地名称又は地理的表示の国際登録を出願できるのか

原産地名称又は地理的表示の国際登録は、リスボン制度加盟国である原産国からの要請により、出願人の名義で行われます。ジュネーブ法に基づき、出願人又は出願人の代理人が WIPO に直接出願することが出願人の国の国内法で許可されている場合は、WIPO に直接出願することも可能です。

国内での事前の保護が必要

国際登録を行う資格を得るためには、その原産地名称又は地理的表示の保護が、まず原産国において、法律の規定や行政規則、裁判所の判決などを含むあらゆる形態のいずれかの手段によって正式に承認されている必要があります。

どこで国際登録ができるのか

出願は、原産国が指定する国又は地域の「管轄当局」(通常は各国の知的財産庁) で行うことができます。リスボン制度加盟国の管轄当局の一覧は、WIPO のウェブサイト https://www.wipo.int/documents/d/lisbon-system/docs-en-contacts.pdf で入手できます。

その後、出願人による出願は、管轄当局によって、出願人の名義で WIPO に提出されます。上述の通り、ジュネーブ法に基づき、出願人又は出願人の代理人が WIPO に直接出願することが出願人の国の国内法で許可されている場合は、WIPO に直接出願することも可能です。

方式審査

方式審査とは何か

WIPO は出願がリスボン制度の方式要件を満たしているかを審査します。方式要件を満たしている場合、保護を求める原産地名称又は地理的表示が国際登録簿に記録されます。その後、WIPO は出願人の権限を有する当局に国際登録証を送付し、リスボン協定又はジュネーブ法 (該当する方) の他の締約国の管轄当局に出願を通知します。

実体審査

実体審査とは何か

リスボン協定又はジュネーブ法 (該当する方) の締約国又は政府間組織の管轄当局は、その国内法に従って、原産地名称又は地理的表示に保護を与えることができるか否かを判断します (例えば、先行権利に抵触しない、その区域において普通名称であると見なされていないなど)。国際登録が実体審査を通過すれば、保護を付与し、通過しなかった場合には、保護を拒絶します。

リスボン制度は、国際登録が拒絶される理由について規定しておらず、リスボン制度加盟国の各区域において所定の国際登録を保護できない理由 (例えば、先行商標権、普通名称の先行使用など) は、国内法に基づいてそれぞれ行うよう、リスボン制度加盟国の判断に委ねています。

実体審査の審査期間は決まっているのか

リスボン制度加盟国の管轄当局は、国際登録の通知を受けた日から 1 年以内に、それぞれの区域において国際登録を承認し保護することができるか否かを決定する必要があります。

保護を拒絶する場合、1 年間の期限内に拒絶の宣言を WIPO に通告しなければならず、通告しなかった場合には、原産地名称又は地理的表示の保護が、原則として国際登録日から効力を生じることになります。

国際登録の保護をリスボン協定締約国から拒絶された場合に、出願人ができることは？

原産地名称又は地理的表示の国際登録の保護拒絶の宣言があった場合、WIPO は原産国の管轄当局に通知します。このような拒絶があっても、リスボン制度の他の締約国又は区域における保護の可能性には影響しません。

他のリスボン制度加盟国 (直接出願した場合には WIPO) から拒絶の宣言がなされたことを管轄当局から知らされた場合、出願人は、当該リスボン制度加盟国において、当該リスボン協定締約国の国民に認められている司法及び行政上のあらゆる救済手段に訴えることができます。

追加情報

リスボン制度に関するさらに詳しい情報は
https://www.wipo.int/en/web/lisbon-system/ で入手できます。

WIPO 仲裁調停センター

裁判外紛争処理手続 (ADR) とは何か

裁判外紛争処理手続では、伝統的な裁判所での訴訟に頼ることなく複数の当事者間の紛争を解決するために、様々な方法を活用します。裁判所での訴訟は困難な作業となり、勝訴した当事者にとってさえも望ましくない影響を及ぼす可能性があります。そのような結果を避けるため、裁判外紛争処理を利用する紛争当事者が増えています。知財や技術に関する紛争の解決には多くの場合、調停、仲裁及び専門家による決定などが適している可能性があります。裁判外紛争処理を適切に使えば、時間と費用を節約しながら、以下のような様々な恩恵を受けることができます。

1. 合意に基づくプロセス : 裁判外紛争処理手続 (ADR) は通常、裁判ほどには敵対的なプロセスではありません。実際のところ、このことは、ADR を通じて紛争が解決された後に、当事者が良好な実務関係を維持し、さらには発展の促進が可能なことを意味します。

2. 単一の手続 : 裁判外紛争処理手続を通じて、当事者は多数の国に及ぶ知財や技術に関する紛争を単一の手続で処理することに合意し、複数の管轄地に跨る訴訟の費用と複雑さや、国によって相反する判決が下されるリスクを避けることができます。

3. 当事者の自主性 : 裁判外紛争処理手続の当事者は、紛争処理手続をよりよく管理することができます。例えば、当事者は、最も適した調停人、仲裁人又は専門家、紛争処理手続を行う場所と言語、そして仲裁の適用法を選択することができます。当事者は、このように

知財紛争処理手続 – 流れ

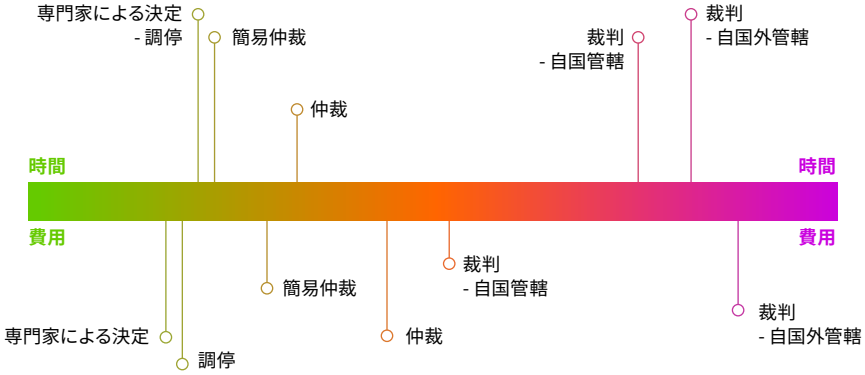

紛争解決条項を選択する上での優先事項上位 10 項目

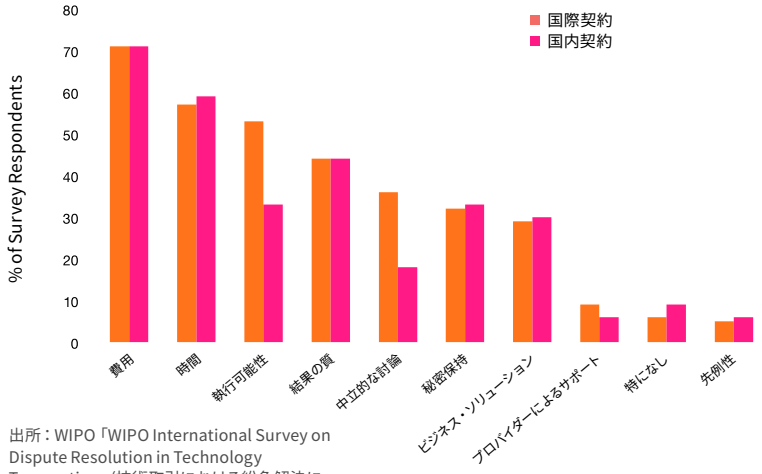

出所：WIPO「WIPO International Survey on Dispute Resolution in Technology Transactions (技術取引における紛争解決に関する国際調査)」

幅広い自主性を活かし、迅速かつ低コストで、自らのニーズに合わせた手続を実現することができるのです。

4. 中立性 : 裁判外紛争処理手続は、両当事者の法律、言語及び制度文化に中立であると言えるので、どちらか一方の当事者に地元の利があるとみなされることを回避できます。

5. 秘密保持 : 裁判外紛争処理手続は非公開で行われます。WIPO の規定では、手続の存在と結果は秘密とされ、手続の過程で提出された証拠やその他の文書も秘密とされます。そのため当事者は、紛争の社会的影響を懸念することなく、紛争の本質的な部分に集中することができます。このことは、商業上の評判や営業秘密が絡む場合、特に重要になるかもしれません。

6. 裁定の確定性 : 一般に裁判所の判決が上訴により争われるのに対し、通常、仲裁裁定については上訴ができません。

7. 仲裁裁定の執行可能性 : 1958 年国連外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約 (ニューヨーク条約) においては、一般的に、国内裁判所の判決と同等に、実体審査を行うことなく仲裁裁定を承認することが規定されています。これにより、国境を越えた仲裁裁定の執行が大幅に容易になります。

WIPO 仲裁調停センターの概要

WIPO 仲裁調停センター (WIPO センター) は、中立・国際的かつ非営利的な紛争解決手段を提供しています。スイスのジュネーブとシンガポールに事務所があり、国内で、又は国境を越えて発生する商事紛争を民間当事者が円滑に解決できるように、調停、仲裁、専門家による決定及びドメイン名に関する紛争処理サービスなどの裁判外紛争処理手段を提供しています。WIPO センターは、知財や技術に関する紛争を専門的に取り扱っており、そのような紛争から発生する特有のニーズに対応しています。特許やソフトウェア・ラ

イセンス契約など、契約状況から発生する紛争だけではなく、特許侵害など、契約には起因しない紛争も取り扱っています。WIPO センターはまた、WIPO の勧告により策定された「統一ドメイン名紛争処理方針 (UDRP)」に基づく、ドメイン名紛争処理における世界の主要な紛争処理機関とされています。

WIPO センターは、積極的な案件管理により効率的な裁判外紛争処理手段を提案し、当事者が可能な限り早く仕事に戻るための機会を提供します。

WIPO センターの知財裁判外紛争処理サービスの利用者

WIPO センターのサービスは、世界中の多国籍企業、中小企業、研究開発機関、大学及び個人に利用されています。また、WIPO センターは、各国の知財庁やその他の知的財産関係者と共同で、特別な手続の開発や調整も行っています。

当事者は、自らの契約に WIPO 裁判外紛争処理条項を追加することにより、紛争が発生する前に、WIPO 裁判外紛争処理の利用を選択することができます。また、紛争発生後に合意の上で WIPO 裁判外紛争処理を利用することもできます。一方当事者が紛争を調停に付すことを提案したいときは、WIPO 調停規則第 4 条に従い、WIPO 調停の申立書を作成し一方的に提出することも可能です。紛争の WIPO 裁判外紛争処理手続への付託を容易にするため、WIPO センターでは、推奨条項及び仲裁付託契約のほか、オンライン上で条項自動生成ツールを提供しています。この利用しやすいウェブベースのツールにより、当事者は、WIPO の推奨条項及び仲裁付託契約に基づき、それぞれのニーズに合った条項及び仲裁付託契約を作成することができます。

当事者が紛争に巻き込まれた場合、WIPO センターは、直接の和解を促進するために、あるいは裁判に代わるものとして WIPO 調停または WIPO 仲裁に紛争を付託するために、当事者に対して手続上の支援 (斡旋) を行うことができます。

WIPO センターのサービスの主な利点

上記の裁判外紛争処理の利点に加えて、WIPO センターのサービスには以下の利点があります。

1. 専門知識を備えた調停人、仲裁人及び専門家 : 当事者は、知財及び裁判外紛争処理に豊富な経験を持つ、2,000 人を超える独立した国際的な WIPO 調停人、仲裁人及び専門家のデータベースを利用することができます。さらに、WIPO センターは必要に応じ、事案ごとのニーズに合わせて、中立者を追加します。

2. 手数料と費用 : WIPO センターは非営利の紛争処理機関です。当事者のために、手続の金銭面を積極的かつ透明性を持って管理します。例えば、中立者の手数料は、当事者と中立者の緊密な協議に基づいて設定され、費用については、当事者との事前合意の上で確定します。WIPO センターは、費用対効果の高い紛争解決を通じて当事者を支援することに尽力しています。

3. 知的財産に特有のニーズ : WIPO 調停、仲裁、簡易仲裁及び専門家による決定規則には、秘密保持や技術的証拠に関する規定など、知財紛争に特有のニーズに対応する規定が含まれています。

4. 柔軟性 : 当事者は、手続の場所、言語、スケジュール、中立者及び適用法を自由に選択できます。

5. オンライン案件管理設備 : 当事者間の連絡を容易にするために、WIPO センターでは、WIPO のすべての裁判外紛争処理案件について、WIPO eADR オンライン案件管理プラットフォームやビデオ会議機能などをはじめとするオンライン案件管理ツールを無償で提供しています。

紛争の種類別構成

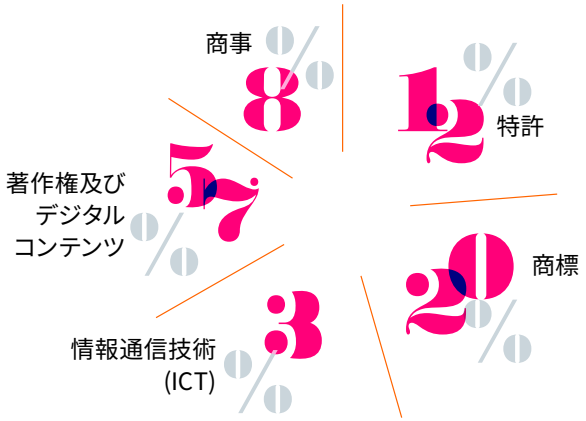

WIPO センターのサービス

調停 : 中立的な仲介者である調停人の支援により、両当事者の利益に沿った和解成立を目指す、合意に基づく非公式な手続。調停人は和解を強制することはできませんが、和解合意文書は契約としての強制力を有します。調停は、後日、訴訟又は仲裁を提起する選択肢を排除するものではありません。契約条項又は仲裁付託契約に基づく WIPO 調停の申立てのほか、WIPO 調停規則に基づき、一方当事者が紛争を WIPO 調停に付託することを希望する場合は、WIPO センターに対して、一方的に調停申立てを提起することができます。

仲裁：当事者の合意により、当事者によって選任された単独又は複数の仲裁人に紛争を付託して、拘束力と最終性のある決定 (以下、「仲裁裁定」) を求める手続。仲裁裁定は、各当事者の権利と義務に基づき、仲裁法の下での強制力があります。訴訟に代わる私的な手段である仲裁では、通常、裁判手続に進むことはできません。

簡易仲裁：短期間で行われる低コストの仲裁手続。仲裁裁判所は通常、1名の仲裁人のみで構成されます。

専門家による判断：当事者の合意により、特定の事項 (例えば、技術的な論点など) を当事者が単独又は複数の専門家に提出し、判断を求める手続。当事者が合意すれば、当該判断に法的拘束力を持たせることができます。

ドメイン名紛争処理

UDRP は、WIPO センターが管理する、主要なドメイン名紛争処理方針です。WIPO の勧告に基づき、UDRP は世界中の商標権者に対し、不正な目的でのドメイン名の登録・使用 (いわゆるサイバースクワッティング) で商標権を侵害されたことが明白である場合、管理上実効性のある移転救済策を講じます。このポリシーは、.com、.online などのすべての国際ドメインに適用されます。また、極めて多くの国別コードドメインでも採用されています。WIPO センターは、国際ドメインに加え、80 を超える国別コードドメインに対して、ドメイン名紛争の解決を支援しています。

この費用対効果の高い 2 カ月間の手続は、すべてオンライン上で行われます。当事者は申立ての準備をするために、WIPO が提供する書式例に加えて、WIPO の「裁定集」や「UDRP の論点に関する見解」を利用することができます。事案は、WIPO センターが特別の WIPO リストから選任したパネリストによって裁定されます。移転裁定は通常、ドメイン名の登録機関によって直接実施されます。弁護士で興味のある方は、WIPO センターのウェブサイト経由で申し込むことにより、新規に発行された裁定の通知を毎日受け取ることができます。

追加情報

WIPO 仲裁調停センターとそのサービスの詳細については、
https://www.wipo.int/amc をご覧ください。

WIPO センターについてのパンフレット及びその他出版物は、
https://www.wipo.int/amc/en/publications で入手いただけます。

「WIPO ADR Highlights」ニュースレターの購読は、
https://www3.wipo.int/newsletters/en よりお申込みください。

WIPO センターの LinkedIn ページ
https://www.linkedin.com/showcase/wipo-arbitration-and-mediation-center/ では、WIPO ADR の取り組みに関する最新情報をお届けしています。

WIPO ADR Young のメンバーになりましょう。入会はこちらから :
https://www.wipo.int/amc/en/center/wipoadryoung/index.html

WIPO センターの今後のイベントに関する情報については、
https://www.wipo.int/amc/en/events/ をご覧ください。

知財及び技術に関する WIPO データベース

WIPO は、その知財システムにおける豊富な情報を誰でもどこででも容易に利用できるように、グローバル・データベースへのアクセスを無料で提供しています。

PATENTSCOPE の概要

PATENTSCOPE は WIPO のグローバルな特許検索サービスです。柔軟な多言語のインターフェースと翻訳ツールを持つ強力で完全に検索可能なデータベースを提供し、ユーザーによる特許文書の検索と理解を支援します。

PATENTSCOPE の主な機能

対象範囲：PCT 制度の下で提出された国際特許出願は、すべて PATENTSCOPE で公開されています。加えて、75 を超える参加国や地域の特許庁が公表した特許文書も PATENTSCOPE で検索することができます。

多言語インターフェース：PATENTSCOPE インターフェースは 10 言語で利用可能です。

多様な設定での検索が可能：PATENTSCOPE では、ブール、近接、レンジ及びワイルドカード演算子など、広範な検索演算子を利用して、検索語を組み合わせることができます。

言語横断検索 : PATENTSCOPE の言語横断情報検索システム (CLIR) によって、用語やフレーズと類義語を 14 言語で検索できます。

化学構造検索 : PATENTSCOPE では、完全一致検索、部分構造検索、マーカッシュ検索を利用できます。

検索結果分析 : PATENTSCOPE では、表示方法、並び替え方法及び追加検索方法など、検索結果を管理するための包括的なツールセットを利用できます。

機械翻訳 : PATENTSCOPE では、ユーザーが関心を有する特許文献を、多数の言語に機械翻訳して提供しています。

PCT 国内段階移行 : PCT 国内段階移行に関する情報の取得を容易にするため、PATENTSCOPE では、様々な国の国内登録簿から該当する情報が抽出され、インデックスが付されています。

RSS フィード : PATENTSCOPE では、検索クエリーに基づいて RSS 通知を設定することができ、特許活動のモニターや関心のある分野での最新情報の取得に役立ちます。

国際特許分類 (IPC) 統計 : PATENTSCOPE は IPC のデータを保有しているため、PCT 出願の世界的な動向を視覚化することが可能です。例えば、特定の技術分野における主役が誰かを知ることができます。

PATENTSCOPE の利用者

特に PATENTSCOPE を多く利用するユーザーには、特許出願の先行技術を調査する特許庁の審査官、発明がすでに特許で保護されているかどうか調べたい発明者、特定の分野でどのような技術が開発されているかに興味があ

る研究者、競合相手の情報や動向を調べたい起業家、また特定の特許文献を探す弁理士等が含まれます。

追加情報

PATENTSCOPE は https://patentscope.wipo.int/search/ja/search.jsf で利用できます。

PATENTSCOPE のユーザーガイドは、WIPO のウェブサイト https:// patentscope.wipo.int./search//help/en/users_guide.pdf で入手できます。

Global Brand Database の概要

Global Brand Database は、WIPO が提供する商標、原産地名称及び公的な紋章等のグローバルなデータベースです。商標検索で一度に複数の国及び国際登録を横断的に検索することができ、商標検索を効率化します。さらに直感的、柔軟かつ強力な検索機能で、テキストに加え画像での検索もサポートします。

Global Brand Database の主な機能

データ範囲 : Global Brand Database は、マドリッド制度による商標の国際登録、リスボン協定の原産地名称、パリ条約第 6 条の 3 で規定する国及び国際機関の公的な紋章等の WIPO のデータと、70 を超える国及び地域の知財庁のデータとで構成されています。

強力な検索機能 : Global Brand Database では、14 の検索フィールドにわたる強力で高度に設定可能な検索機能に加え、ブール、近接及びレンジ演算子など、様々な検索演算子を利用して、検索語を組み合わせることができます。また「あいまい」検索、称呼検索及び語幹検索、一致候補の自動提案及び国際 (ウィーン協定) 分類基準や米国分類基準の説明を用いた図形分類 (image class) を簡単に検索できる機能も備えています。

画像検索 : 画像検索機能によって、ユーザーは画像をアップロードして、何百万もの画像データの中から視覚的に類似した商標等のブランド情報を検索することができます。

検索結果分析 : Global Brand Databaseでは、カスタマイズ可能な結果閲覧、検索やレコードセットの保存オプション、即時にできる図表データ分析など、包括的なツールセットを利用して、検索結果を管理することができます。

Global Brand Database の利用者

特に Global Brand Database を利用するのは、商標の専門家、ブランドの管理者及び起業家です。このようなユーザーは、関心のある国・地域で登録されている商標や原産地名称、パリ条約第 6 条の 3 で規定する公的な紋章等の確認、又はブランドの状況に関するその他データの確認のために利用しています。また、既存の商標を侵害しないインターネット・ドメイン名を求める人々によっても利用されています。

追加情報

Global Brand Database は、
https://branddb.wipo.int/ja で利用いただけます。

Global Brand Database のヘルプ・ページについては
https://www3.wipo.int/branddb/en/branddb-help.jsp をご覧ください。

Global Design Database の概要

Global Design Database は、WIPO が提供する意匠のグローバルなデータベースです。意匠検索で一度に複数の国及び国際登録を横断的に検索することができ、意匠検索を効率化します。さらに、直感的、柔軟かつ強力な検索機能を提供します。

Global Design Database の主な機能

範囲 : Global Design Database は、ハーグ制度による WIPO のデータと、35 を超える国及び地域の知財庁のデータとで構成されています。

強力な検索機能 : Global Design Database では、18 の検索フィールドで検索を行うことができます。検索フィールドのうち、意匠分類では、日本意匠分類など、各国の意匠分類で検索することができます。また、検索結果の絞り込みや統計情報の検索に便利なフィルターも多数用意されています。

検索結果分析 : Global Design Database では、カスタマイズ可能な結果閲覧、検索やレコードセットの保存オプション、即時にできる図表データ分析など、包括的なツールセットを利用して、検索結果を管理することができます。

Global Design Database の利用者

特に Global Design Database を利用するのは、意匠の専門家、意匠の管理者及び起業家です。これらの人は、関連する国若しくは広域で登録されている意匠の確認、又は意匠の世界における最新の傾向の確認のために利用しています。また、競合相手の動向を知りたい人にも利用されています。

追加情報

Global Design Database は、
https://www3.wipo.int/designdb/en で利用いただけます。
Global Design Database のヘルプ・ページについては
https://www3.wipo.int/designdb/en/designdb-help.jsp をご覧ください。

終わりに

本ガイドは、WIPO 移行国・先進国部先進国調整課が、各部門からの重要な協力を得て作成したものです。

WIPO
WORLD
INTELLECTUAL PROPERTY
ORGANIZATION

wipo.int